

旧小千谷総合病院跡地整備事業 図書館等複合施設設計業務

公募型プロポーザル仕様書

令和2年12月

小千谷市

1 計画施設概要

(1) 施設名称

図書館等複合施設

(2) 敷地の場所

小千谷市本町1丁目13-36周辺

(3) 施設用途

図書館・博物館（国土交通省告示第15号別添二第十二号第2類）を想定

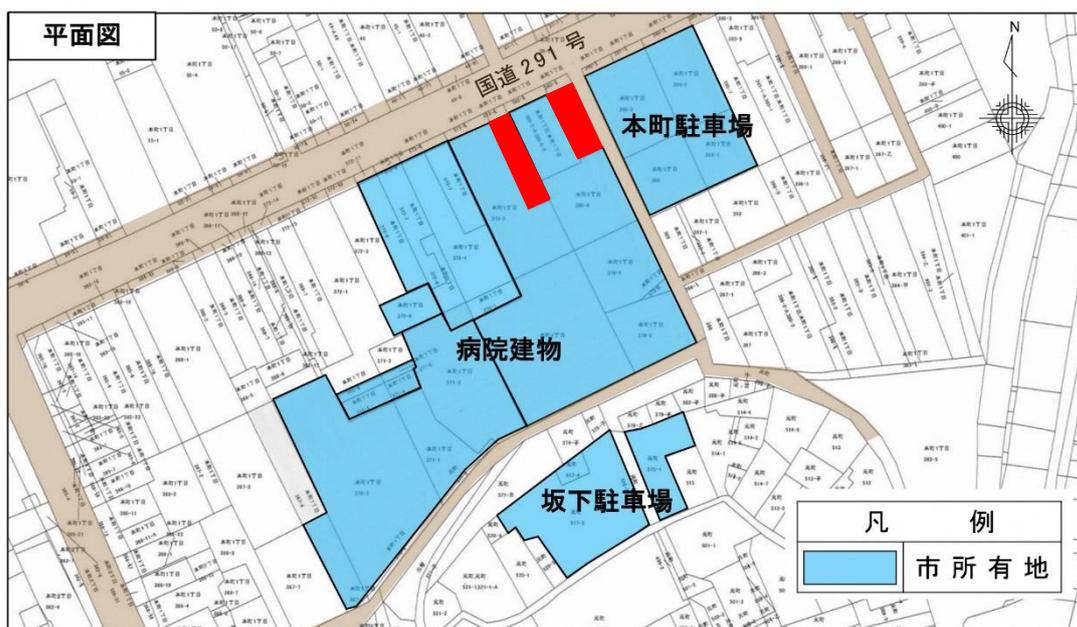
2 設計と条件

(1) 敷地条件

① 敷地概要

本事業の事業予定地（市所有地）は以下のとおり。詳細については、別紙1「事業予定地位置図」及び別紙2「事業予定地測量図等」に示す。

敷地面積	病院建物敷地	7,131.31m ²
	本町駐車場	1,347.22m ²
	坂下駐車場	1,206.92m ²
	計	9,685.45m ²
都市計画制限	商業地域（容積率400%、建ぺい率80%）、準防火地域	
接道条件	北側：幅員18m（国道291号） 東側：幅員約3.7m（市道二荒坂線） 南側：幅員約3.5m～5.0m（市道下夕町2号線）	



② 敷地の現況

本事業予定地は、「病院建物敷地」「本町駐車場」「坂下駐車場」からなる。このうち病院建物敷地にある旧小千谷総合病院の建物は現在解体撤去中であり、令和3年3月末には終了し、高低差のある更地となる予定である。解体にあたっては、建物の基礎や坂下駐車場との境に存在する擁壁のアースアンカーなどの障害物の一部残置を予定しており、敷地の一部については、新たな建築物の整備ができない点に留意が必要である。詳細は別紙3「解体工事概要」を参照のこと。あわせて、別紙4「放水路図面」に示すとおり、敷地の一部の地下に放水路が配置されていることにも留意すること。市道下夕町2号線の病院建物南西側は道路幅員が狭く、車両のすれ違いに支障があることから、病院建物敷地への主要な車両動線としては使用しないことを想定している。

③ 地盤状況

受託者と協議のうえ、事業予定地内の1か所において本市の負担により地盤調査を実施する予定である。それ以外に調査が必要な場合は、受託者負担により実施することとする。

④ 土壌汚染に関する調査結果

本事業予定地における土壌汚染調査結果に関しては、別紙5「土壌汚染調査結果」に示すとおり。

⑤ 周辺インフラの整備状況

別紙6「事業予定地周辺設備インフラ」に示すとおり。敷地内の井戸水は冬期に融雪に利用することを想定しているが、坂下井戸は使用できない。なお、ガス水道管はアーケードの歩道際で閉塞されたままであり、本事業予定地に古い管が残る状況であるため、工事発注の際には敷地内の不要な管等の完全撤去を条件に付す予定である。

(2) 施設条件

① 延べ面積

3,700 m²程度（外構及び駐車・駐輪場を含まない）

② 主要構造

本業務により決定

③ 対象施設

本事業の対象となる施設（機能）の概要は次のとおり。なお、本市は本施設を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の規定による公の施設とする予定である。

ア 図書館機能

イ（仮称）郷土資料館機能

ウ 子育て支援機能

エ 交流促進・創造機能

オ 事務・管理・共用スペース

カ 駐車・駐輪場

キ その他提案機能

④ 耐震性能

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版」等に準拠する。

- ・構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」のⅡ類とする。
- ・非構造部材耐震安全性能の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」のA類とする。
- ・設備の耐震対策については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の耐震クラスの乙類とする。

(3) 建設条件

① 想定事業費

22 億円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※書棚等の壁面及び床面に据え付けの什器備品、外構及び駐車・駐輪場等の整備を含む。それ以外の什器及び図書等の備品、システム（図書館システム、デジタルアーカイブシステム、デジタルサイネージシステム等）、再生可能エネルギー導入に関する経費は別途。

② 予定工期

令和6年3月竣工を条件とする。

(4) 公共交通機関等

本事業予定地への交通アクセスは以下のとおり。

- ・JR 上越線「小千谷駅」下車 徒歩 17 分
- ・越後交通バス「小千谷本町東」下車 徒歩 1 分
- ・越後交通バス、南越後観光バス「小千谷本町中央」下車 徒歩 1 分

なお、歩行者及び自転車の通行状況については別紙8「歩行者及び自転車通行量調査」を参照のこと。

(5) その他隣接地等

- ・上記事業予定地平面図の赤色部分の敷地については、本町駐車場の敷地内に同等面積での移転交渉中である。
- ・事業予定地西側については、隣接する事業所の敷地との相互乗り入れを想定している。
- ・本事業予定地の国道 291 号を挟んだ向かい側には、令和元年 12 月の移転に伴い閉館した旧子育て支援センターわんパークの建物（所有者（土地・建物）：本市、構造：軽量鉄鋼造 2 階建、建築年：平成 6 年、敷地面積：731 m²、建築面積：258 m²、延べ面積：546 m²、耐震性能有、駐車場 15 台有）が遊休施設としてある。

(6) 設計と条件の資料

- ・別紙1 事業予定地位置図
- ・別紙2 事業予定地測量図等
- ・別紙3 解体工事概要
- ・別紙4 放水路図面
- ・別紙5 土壌汚染調査結果
- ・別紙6 事業予定地周辺設備インフラ
- ・別紙7 本町アーケード図面
- ・別紙8 歩行者及び自転車通行量調査

2 上位計画、その他参照すべき構想・計画等

(1) 上位計画

- ・第五次小千谷市総合計画（平成28年2月策定）
- ・小千谷都市計画マスタープラン（平成25年3月改定）
- ・小千谷市立地適正化計画（平成29年3月策定）※令和3年3月に一部見直しを予定
- ・小千谷市公共施設等総合管理計画（平成30年3月改定）

(2) 本事業に関する構想・計画等（※注1）

- ・西小千谷地区市街地まちづくり基本計画（平成28年3月策定）
- ・旧小千谷総合病院跡地整備計画（平成29年6月策定）
- ・旧小千谷総合病院跡地整備事業基本計画及び民間活力導入可能性調査業務報告（平成30年3月策定）
- ・小千谷市立図書館及び（仮称）小千谷市立郷土資料館基本計画（平成30年3月策定）

※注1 上記(2)の構想・計画等に準じつつ、令和2年度に実施した調査及び研修、その後の新型コロナウイルス感染症の影響による社会状況の変化も踏まえ、資料2「旧小千谷総合病院跡地整備事業 事業指針」を策定した。上記(2)の構想・計画等との内容で齟齬がある場合は、本事業指針の記載を優先する。

3 施設全体の整備方針

(1) 拠点性

- ・全ての機能が有機的に連携することにより、施設内での賑わい・憩い・交流の最大化を図るとともに、周辺に対して開かれた施設とすることにより、中心市街地の活性化に寄与し、市民参加を含む市民活動の拠点とすること。

(2) 意匠計画

- ・本市の歴史、景観、文化等を踏まえ、市民が愛着を持てる意匠性を備えた施設とすること。特に国道側に関して、人が立ち寄りたくなる魅力的な空間としてデザインする

こと。

(3) 施設及び機能の配置計画

- ・多様で豊かな共用空間を媒介に、各機能が有機的に連携できるような配置・動線計画とすること。
- ・各機能を機能毎に区分せずに整備すること、施設内に用途を限定せず多目的に利用が可能な共用スペースを多く設けること等をとおり、本施設が様々な機能が融合することによって、市民の多様な活動の拠点として機能するとともに、将来におけるニーズの変更にフレキシブルに対応できる計画とすること。
- ・施設の賑わいが、国道側からも感じられるような構成とすること。
- ・特別豪雪地帯であることを踏まえ、降雪、積雪への対応に十分配慮した配置計画とすること。
- ・新型コロナウイルス感染症など新たな感染症による社会状況の変化に対応した公共施設・場のあり方について検討すること。

(4) 民間活力導入可能性の検討

- ・地元事業者や地域人材等の民間活力導入可能性について検討し、地域への貢献及び地元経済の振興を図ること。

(5) 再生可能エネルギー導入可能性の検討

- ・本市では、自然と共生する循環型社会を実現するため、令和元年度に「小千谷市エネルギービジョン」を策定した。本施設の整備にあたっては再生可能エネルギーを導入することとしており、主に「太陽光発電」「地中熱ヒートポンプ」の導入について検討すること。

(6) 実空間と情報空間の融合による新しい情報環境の整備

- ・ICTの進展によるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、及び新型コロナウイルス感染症など新たな感染症による社会状況の変化に対応した未来志向の「暮らしのり・デザイン」という観点から、本事業における、実空間（建築）と情報空間（デジタル）の融合は、公共施設にとっても、図書館にとっても、極めて重要な課題である。デジタル情報社会の未来を想定し、地域社会における新しい情報環境の整備を進めること。

4 機能構成、利用方法及び規模等

- ・本施設の機能・利用方法及び規模等については、次のとおり想定している。
施設整備にあたり活用する国の補助金（都市構造再編集中支援事業）等も考慮しながら、今後の設計者選定プロポーザルやその後の設計協議を経て最終的な合意を形成することとする。
- ・上記補助金の交付を受けるにあたり本市が作成した「都市再生整備計画」では、定量的指標として年間168,000人以上の来館者数を目指すこととしている。

- ・機能融合の考え方については、資料2「旧小千谷総合病院跡地整備事業 事業指針」を参照すること。

機能	利用方法及び規模等
施設全体	<ul style="list-style-type: none"> ○延べ面積 3,700 m²程度 ○敷地南東側の越後三山への眺望の確保
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○規模は管理運営実施計画と連携しながら確定 ○図書館法第2条第2項に基づく公立図書館（※注1） ○蔵書計画：開館時、開架約10万冊・点（雑誌・視聴覚資料を含む）、閉架約5万冊・点（未整理資料を含む）とし、最大所蔵数を開閉架合わせて18万冊と想定する。 ○滞在型施設として利用者が自由に読書を楽しめる空間 ○収蔵資料の提供にとどまらず、デジタル情報を含めた多様な情報を提供し、そこに集う人同士が共に学び合う空間 ○親子間及び利用者間のコミュニケーションを生むこどもとしょかん <p><想定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開架・閲覧 ・貸出・レファレンス ・こどもとしょかん（開架・閲覧機能、おはなしの部屋等） ・閉架書庫等
（仮称）郷土資料館	<ul style="list-style-type: none"> ○規模は管理運営実施計画と連携しながら確定 ○博物館法第29条に定める「博物館相当施設」（※注1） ○郷土資料や文化財だけでなく、市内に点在する文化や観光、産業等のリアルな資源そのものを地域資料と捉え、豊富な地域資源と人をつなぐハブとなる空間（関連図書と郷土資料の融合展示、資料収集及び資料のデジタル化など地域住民が日常的に郷土資料館活動に関わることができる参加型空間） ○郷土の偉人・西脇順三郎に関連する資料の展示 <p><想定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示スペース ・保存・展示準備スペース
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○規模は管理運営実施計画と連携しながら確定 ○小学校高学年までの児童を対象に、一年中天候を気にせず過ごすことができる遊びと学びの空間（思い切り体を動かして遊べる、子どもの年齢に応じた様々な遊びが体験できる）。

機能	利用方法及び規模等
	<p>○本市の地域子育て支援拠点施設わんパークとの役割分担及び連携を図ることで子育て支援の充実を図る（まちなかでの子育て世代の社会活動を支援するための一時預かり機能等（※注1））</p> <p><想定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具付き屋内広場（※注1） ・乳幼児一時預かり（※注1） ・授乳室 ・子ども用トイレ ・おむつ替スペース
交流促進・創造	<p>○規模は管理運営実施計画と連携しながら確定</p> <p>○市民の主體的な活動から多様な交流が日常的に生まれる空間。</p> <p>○交流を通して新たな創造や多様なコミュニティが生まれる空間。</p> <p>○多様な過ごし方ができ、市民の日常の居場所としての空間。</p> <p><想定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的スペース（展示会、音楽発表会、講演会、研修会、会議・打合せ、カラーリング、コワーキング、個人学習、読書、待ち合わせ等）（※注1） ・ダンススタジオ（※注1） ・音楽スタジオ（※注1） ・デジタルスタジオ（スキャナ、編集ソフトを搭載したPC、3Dプリンタ、レーザーカッター、UVプリンターなどデジタル機器を備えた空間） ・屋根付き屋外広場（各種イベント、テラス、バス待合、休憩所等）（※注1） ・カフェ（飲食可能スペース）（※注1）
事務・管理・共用	<p>○規模は管理運営実施計画と連携しながら確定</p> <p><想定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エントランス、ロビー、トイレ、給湯室、機械室等 ・職員事務室、職員作業室、職員更衣室、給湯室、応接室、受付・管理スペース
外構・駐車場等	<p>○規模は管理運営実施計画と連携しながら確定</p> <p>○駐車場 110 台以上（職員用含む）</p> <p>○降雪・積雪への対応を最も重視</p> <p>○冬季の除雪作業による堆雪場のスペース確保</p>

※注1 都市再生整備計画（国の補助金「都市構造再編集中支援事業」）記載の機能

5 本業務の種類

以下の業務について本市と受託者の協議のうえで進めていくものとする。

(1) 基本設計

- ・ 建築（意匠）基本設計に関する業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する業務
- ・ 電気設備基本設計に関する業務
- ・ 機械設備（昇降機を含む）基本設計に関する業務
- ・ 外構基本設計に関する業務
- ・ 情報環境基本計画に関する業務
- ・ その他基本設計に必要な業務

(2) 実施設計

- ・ 建築（意匠）実施設計に関する業務
- ・ 建築（構造）実施設計に関する業務
- ・ 電気設備実施設計に関する業務
- ・ 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する業務
- ・ 外構実施設計に関する業務
- ・ 情報環境実施計画に関する業務
- ・ その他実施設計に必要な業務

6 本業務の内容

(1) 基本設計

① 設計条件等の整理

ア 条件整理

耐震性能や設備機能の水準など本市から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。

イ 設計条件の変更等の場合の協議

本市から提示される要求の内容が不明確もしくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、本市に説明を求め又は本市と協議する。

② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

ア 法令上の諸条件の調査

基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。

イ 建築確認申請に係る関係機関との打合せ

基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。

③ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。

④ 基本設計方針の策定

ア 総合検討

設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、そのうえで業務体制、業務工程等を立案する。

イ 敷地の前提条件の整理

- ・法規制、敷地面積、形状、接道条件等の前提条件を整理する。
- ・敷地に隣接する建物等を調査のうえ、連携し整備する可能性を探る。

ウ 施設の整備方針及び必要性、機能の検討

「4 機能構成、利用方法及び規模」について、その整備方針及び必要機能を検討、整理する。

エ 施設規模の設定

「4 機能構成、利用方法及び規模」について、各機能及び面積規模等を設定する。

オ 各計画案の作成

高さ、外観等の景観面の検討及び日影規制、騒音、電波障害等の環境面の検討を踏まえ、建設敷地における施設、駐車場等の配置計画を作成する。条件整理、機能検討等を踏まえ、階構成、ゾーニング等を計画し、各階計画を作成する。各計画については、複数案を用意し、基本設計方針策定の経緯を明確にする。

カ 基本設計方針の策定及び本市への説明

総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、本市に対して説明する。

⑤ 基本設計図書の作成

基本設計方針に基づき、本市との協議のうえ、基本設計図書を作成する。

⑥ 概算工事費の検討

基本設計の中間地点及び基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく工事に通常要する費用を積算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。）を作成する。

⑦ 基本設計内容の委託者への説明等

基本設計を行っている間、本市に対して作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について本市の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を本市に提出し、本市に対して設計意図及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

(2) 実施設計

① 要求等の確認

ア 本市の要求等の確認

実施設計に先立ち又は実施設計期間中、本市の要求等を再確認し、必要に応じて、設計条件の修正を行う。

イ 設計条件の変更等の場合の協議

基本設計以降の状況等の変化によって、施設の機能、規模、予算など基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、本市と協議する。

② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

ア 法令上の諸条件の調査

建築物の建築に関する法令及び条例等の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。

イ 建築確認申請等に係る関係機関との打合せ

実施設計に必要な範囲で、建築確認申請等を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。

ウ 開発行為に係る関係機関との打合せ

開発行為を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。

③ 実施設計方針の策定

ア 総合検討

基本設計に基づき、意匠、構造、設備及び外構の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。

イ 実施設計のための基本事項の確定

基本設計の段階以降に検討された事項のうち、本市と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。

ウ 実施設計方針の策定及び本市への説明等

総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、本市に対して説明する。

④ 実施設計図書の作成

ア 実施設計図書の作成

実施設計方針に基づき、本市と協議のうえ、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその仕様、工事材料、細部の形状、寸法、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。

イ 建築確認申請等図書の作成

関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請等

図書を作成する。

ウ 都市計画法第34条の2に基づく開発行為協議書の作成

関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な開発行為協議書を作成する。

⑤ 概算工事費の検討

- ・実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
- ・実施設計の中間地点において、基本設計完了時の工事費概算書の更新を行う。

⑥ 実施設計内容の委託者への説明等

実施設計を行っている間、本市に対して作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について委託者の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において実施設計図書を委託者に提出し、委託者に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

(3) 本業務に含まれるその他の業務

① 事前調査（電波障害調査、地盤調査、測量その他）業務

② 再生可能エネルギー概略計画図の作成業務

③ 積算（建築、電気設備、機械設備その他）に関する業務

④ 透視図（鳥瞰・外観・内観）作成、模型製作等に関する業務

⑤ 概算工事費の検討業務

実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく工事に通常要する費用を積算し資料を作成する。

⑥ 概略工事工程表（基本設計、実施設計）の作成業務

⑦ 本市が指定予定の公民連携アドバイザー（行政と市民と民間事業者の間をつなぐ役割）等との連携業務

⑧ 「小千谷リビングラボ」（仮称）（市民ワークショップ等）、各種会議及び説明会等への参加及び必要な資料作成業務

⑨ 打合せ及び記録簿の作成業務

⑩ 本施設整備に伴う各種申請等の業務（申請等に係る手数料を含む）

⑪ 補助交付金等に関する申請及び完了（実績）報告等に必要となる各種資料の作成補助業務

⑫ その他、業務を実施するうえで必要な関連業務

7 遵守すべき適用基準及び法令等

(1) 適用基準

本業務の実施にあたっては、国土交通省が制定する次の掲げる技術基準等の最新版を参照し遵守すること。本仕様書に記載されていない事項があるときは、本市と受注者で

協議して決定する。

【性能】

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準

【建築】

- ・建築設計基準
- ・建築設計基準の資料
- ・建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準の資料
- ・建築工事標準詳細図
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築工事設計図書作成基準

【建築積算】

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事積算基準等関連資料

【設備】

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・官庁施設における雪冷房システム計画指針
- ・官庁施設におけるクールビズ／ウォームビズ空調システム導入ガイドライン
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・建築設備工事設計図書作成基準

【設備積算】

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(2) 法令等

本業務の実施にあたっては、次の関係法令及び関連施行令・施行規則等の最新版を遵守すること。

【法令等】

- ・地方自治法
- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・消防法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）
- ・興行場法
- ・社会教育法
- ・図書館法
- ・博物館法
- ・文化財保護法
- ・駐車場法
- ・屋外広告物法
- ・電気事業法
- ・水道法
- ・下水道法
- ・水質汚濁防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・大気汚染防止法
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・騒音規制法

- ・振動規制法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・警備業法
- ・労働安全衛生法
- ・各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・その他関連法令

【条例等】

- ・新潟県建築基準条例・
- ・新潟県福祉のまちづくり条例
- ・新潟県屋外広告物条例
- ・新潟県文化財保護条例
- ・新潟県文化財保護条例施行規則
- ・新潟県景観計画
- ・小千谷市立図書館条例
- ・小千谷市立図書館運営規則
- ・小千谷市立図書館協議会運営規則
- ・小千谷市文化財保護条例
- ・小千谷市文化財保護条例施行規則
- ・小千谷市文化財指定
- ・小千谷市文化財調査審議会設置条例
- ・小千谷市文化財調査審議会運営規則
- ・小千谷市行政財産の目的外使用条例
- ・小千谷市行政財産の目的外使用条例施行規則
- ・小千谷市の公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例
- ・小千谷市の公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例施行規則
- ・小千谷市克雪条例

【要綱・各種基準等】

- ・建築工事監理指針
- ・電気設備工事監理指針
- ・機械設備工事監理指針
- ・建築工事安全施工技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）

- ・図書館の設置及び運営上望ましい基準
- ・博物館の設置及び運営上望ましい基準
- ・文化財公開施設の計画に関する指針
- ・文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き
- ・文化財の生物被害防止に関する日常管理の手引き
- ・文化財（美術工芸品）保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック

その他関連法令、要綱及び各種基準等

8 成果物

次の成果物を想定している。なお、成果図書の提出部数及び形態等については、本業務の監督員と協議のうえ、決定するものとする。

(1) 基本設計業務

設計の種類		成果図書
総合		○建築（意匠）基本設計図書 ① 計画説明書 ② 仕様概要書 ③ 仕上概要表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図（各面） ○工事費概算書 ○仮設計画概要書
構造		○構造基本設計図書 ① 構造計画説明書 ② 構造設計概要書 ○工事費概算書
設備	電気設備	○電気設備基本計画設計図書 ① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書 ○工事費概算書
	給排水衛生設備	○給排水衛生設備計画設計図書 ① 給排水衛生設備計画説明書

		② 給排水衛生設備設計概要書 ○工事費概算書
	空調換気設備	○空調換気設備基本計画設計図書 ① 空調換気設備計画説明書 ② 空調換気設備設計概要書 ○工事費概算書
	昇降機等	○昇降機等基本設計図書 ① 昇降機等計画説明書 ② 昇降機等設計概要書 ○工事費概算書
	外構	○外構基本設計図書 ① 外構計画説明書 ② 外構設計概要書 ○工事費概算書
	その他	○情報計画説明書 ○再生可能エネルギー概略計画図 ○各種技術資料 ○各記録書 ○概略工事工程表 ○透視図 ○模型 ○事前調査結果報告書 ○情報環境基本計画書 ○その他監督員が必要と認めるもの

(注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

3 「構造」「設備」「外構」の成果図書は、「総合」の成果図書に含めることができる。

4 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

5 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

6 「情報環境基本計画書」は、実空間と情報空間の融合による新しい情報環境におけるサービスやコンテンツの計画をいう。図書館システム、デジタルアーカイブシステム等については別途検討となるが、システム全体としてのつながりを考慮しながら進める。また、本計画書については、本市が指定予定の公民連

携アドバイザー（行政と市民と民間事業者の間をつなぐ役割）と緊密に連携しながら作成を進めるものとする。

7 電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品ガイドライン」及び「建築設計業務等電子納品要領」による。

(2) 実施設計業務

設計の種類	成果図書
総合	<ul style="list-style-type: none"> ○建築（意匠）設計図 <ul style="list-style-type: none"> ① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図（各面） ⑩ 短計図 ⑪ 展開図 ⑫ 天井伏図（各階） ⑬ 平面詳細図 ⑭ 部分詳細図 ⑮ 建具表 ○工事概算書 ○各種計算書 ○その他関係法令等に基づく必要な各種申請図書（確認申請図書等）
構造	<ul style="list-style-type: none"> ○建築（構造）設計図 <ul style="list-style-type: none"> ① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 伏図（各階） ④ 軸組図 ⑤ 部分断面表 ⑥ 部分詳細図 ○構造計算書 ○工事費概算書

設計の種類		成果図書
		○その他関係法令等に基づく必要な各種申請図書（確認申請図書等）
設備	電気設備	○電気設備設計図 ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 受変電設備図 ⑤ 非常用電源設備図 ⑥ 幹線系統図 ⑦ 電灯、コンセント設備平面図（各階） ⑧ 動力設備平面図（各階） ⑨ 通信・情報設備系統図 ⑩ 通信・情報設備平面図（各階） ⑪ 火災報知等設備系統図 ⑫ 火災報知等平面図（各階） ⑬ 屋外設備図 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○その他関係法令等に基づく必要な各種申請図書（確認申請図書等）
	給排水衛生設備	○給排水衛生設備設計図 ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 給排水衛生設備配管系統図 ⑤ 給排水衛生設備配管平面図（各階） ⑥ 消火設備系統図 ⑦ 消火設備平面図（各階） ⑧ 排水処理設備設計図 ⑨ その他設置設備設計図 ⑩ 部分詳細図 ⑪ 屋外設備図 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○その他関係法令等に基づく必要な各種申請図書（確認申請図書等）

設計の種類	成果図書
	申請図書等)
空調換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ○空調換気設備設計図 ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 空調設備系統図 ⑤ 空調設備平面図 (各階) ⑥ 換気設備系統図 ⑦ 換気設備平面図 (各階) ⑧ その他設置設備設計図 ⑨ 部分詳細図 ⑩ 屋外設備図 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○その他関係法令等に基づく必要な各種申請図書 (確認申請図書等)
昇降機等	<ul style="list-style-type: none"> ○昇降機等設計図 ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 昇降機等平面図 ⑤ 昇降機等断面図 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 屋外設備図 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○その他関係法令等に基づく必要な各種申請図書 (確認申請図書等)
外構	<ul style="list-style-type: none"> ○外構設計図 ① 囲障・外柵塀等平面図・詳細図 ② 造園植栽平面図・詳細図 ③ 舗装等平面図・詳細図 ④ 雨水排水流出抑制平面図・詳細図 等 ○工事費内訳明細書 ○各種計算書

設計の種類	成果図書
	○その他関係法令等に基づく必要な各種申請図書（確認申請図書等）
積算	<ul style="list-style-type: none"> ○建築積算 <ul style="list-style-type: none"> ① 建築工事積算数量算出書 ② 建築工事積算数量調書 ③ 単価作成資料 ④ 見積書等関係資料 ⑤ 工事費内訳書 ○電気設備積算 <ul style="list-style-type: none"> ① 電気設備工事積算数量算出書 ② 電気設備工事積算数量調書 ③ 単価作成資料 ④ 見積書等関係資料 ⑤ 工事費内訳書 ○機械設備積算 <ul style="list-style-type: none"> ① 機械設備工事積算数量算出書 ② 機械設備工事積算数量調書 ③ 単価作成資料 ④ 見積書等関係資料 ⑤ 工事費内訳書
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○情報計画説明書 ○各種技術資料 ○各記録書 ○概略工事工程表 ○透視図 ○模型 ○情報環境実施計画書 ○再生可能エネルギー図面 ○仮設計画図 ○その他監督員が必要と認めるもの

(注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

3 「構造」の成果図書は、「総合」の成果図書に含めることができる。

- 4 設計図は適宜加除することができる。
- 5 「情報環境実施計画書」は、実空間と情報空間の融合による新しい情報環境におけるサービスやコンテンツの計画をいう。図書館システム、デジタルアーカイブシステム等については、別途検討となるが、システム全体としてのつながりを考慮しながら進める。また、本計画書については、本市が指定予定の公民連携アドバイザー（行政と市民と民間事業者の間をつなぐ役割）と緊密に連携しながら作成を進めるものとする。
- 6 その他監督員の指示によるものを成果品として提出する。
- 7 成果品は、監督員の指示により、製本とする。
- 8 全ての成果物の電子データは、監督員との協議のうえ、CD-R 等で提出すること。（データファイル形式は、監督員の指示による）
- 9 電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品ガイドライン」及び「建築設計業務等電子納品要領」による。

9 その他

本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び明記していない事項について、業務遂行上必要と認められるものについては、本市と協議のうえ、決定するものとする。